

現況分析における顕著な変化に
ついての説明書

教 育



平成22年6月

宮崎大学

目 次

1. 教育文化学部	1
4. 医学系研究科	2

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名 宮崎大学

学部・研究科等名

教育文化学部

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目Ⅱ 教育内容

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

○顕著な変化のあった観点名 教育課程の編成

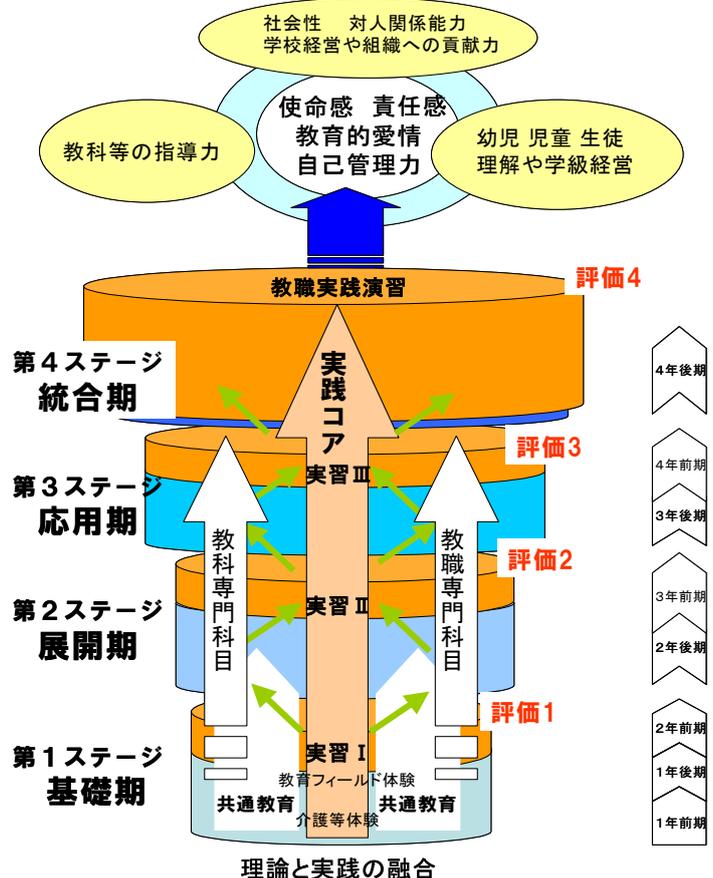
教育文化学部は平成 20 年度に教職大学院設置と連動して改組を行い、それまでの4 課程を学校教育課程と宮崎県内国立大学唯一の人文社会系分野となる人間社会課程の2 課程とし、教育課程を大幅に変更した。

学校教育課程では、平成 8、10、11 年度の教育職員養成審議会報告、13 年度の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」報告書等に示されている教員像、また平成 18 年 7 月の中央教育審議会答申（今後の教員養成・免許制度の在り方について）を踏まえた上で、学部段階における基礎的資質・能力の保証、及び大学院を含めた6 年一貫教育に基づいた教育課程を編成した。具体的には、2～4 年次の各学年で行われる教育実習を区切りにしたステージ別達成目標を設定し、4 年間の学修を4 つのステージにまとめた。ステージ毎に、専門的な知識の理解と実践的指導力の獲得のために、授業科目を構造化して配置し、理論と実践の融合を図った。また、最後の教育実習後の第4 ステージに、平成 20 年の教育職員免許法改正及び21 年の教育職員免許法施行規則改正を先取りして、教職実践演習を配置することにより、教員として必要な知識技能を習得したことを確認できるようにした（資料1）。

一方、人間社会課程においても、人文科学、社会科学の諸分野の学習を通して、人間・社会・文化についての幅広い教養と国際的視野をもち、併せて現代社会の抱える諸課題に対する実践的解決能力をもった人材を養成するために、段階的な教育内容に応じたステージを設定している。①入学時～2 年次前期を基礎的な知識の学修とキャリア形成に関する意識づけを図る「基礎力養成」、②2 年次後期～3 年次前期を専門的知識の学修とキャリアデザインに基づく実践力の形成を図る「応用力養成」、③知識の総合としての卒業論文の作成と就職活動を通じてキャリア形成の実践を図る「総合」という3 つのステージを設定し、言語文化・社会システムのコースごとにステージに対応した科目を編成した。

資料1 教員養成カリキュラムの全体構造

(文部科学省に提出した教育文化学部改組の趣旨及び理由を記載した書類より抜粋)



現況分析における顕著な変化についての説明書(教育/研究)

法人名 宮崎大学

学部・研究科等名 医学系研究科

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目V 進学・就職の状況

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

○顕著な変化のあった観点名 関係者からの評価

顕著な変化のあった取組として、平成19年度から、学生の研究・教育の指導は、指導教員グループ（主指導教員1名、副指導教員1名）により行うことを制度化し、教育・研究の体制を整えた。また、研究指導教員数を平成17・18年度6名から平成19年度には9名とし、教育の充実を図るとともに、全科目終了時に授業評価を行い授業内容の改善を行った。さらに、平成20年度にカリキュラム改正を行い、領域の演習を2単位から4単位とし、専門分野・領域の教育・研究の充実を図った。一方、研究指導教員は、修了生の研究・教育・実践への支援も兼ねて、修了生が院生の学習や研究に参加することを意図的に行った。

これらを検証すべく、平成20年度修了生に対して、平成22年2月に修士課程教育の成果に対するアンケート調査を行った（資料1）。調査内容は、前回の調査（平成20年6月）を基本としたが、修了生からの回答がより具体的に得られるように質問項目を5項目から7項目に増やし、また、学んだことが現在の職場でどのように生かされているかを具体的に記載してもらった。

その結果、7項目の全てにおいて、平成18・19年度修了生に比べ「十分付いた」「かなり付いた」の割合が増加し、「1. 実践・教育・研究における倫理的見方」は100%、「2-2. 看護研究の基礎的手法」は80%、「2-1 課題の探究と問題解決能力」「4. 看護実践の評価や新たな実践に取り組む方法」「5. 専門分野・領域の知識」は60%となった。「3-1 専門分野の実践的能力」「3-2 看護教育における基礎的能力」に関しては、他の項目に比べ低かったが、前回と比較すると向上がみられる。

向上した理由は、平成19年度からの指導教員グループ（主指導教員1名、副指導教員1名）の制度化による教育・研究の体制の整備、平成20年度からのカリキュラム改正、先輩の院生や修了生の看護実践、教育、研究活動をモデルとすることで、資源として活用することができる体制が整ったことによると判断する。

資料1

